

議会運営委員会会議録

(令和5年8月29日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和5年8月29日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件
- (1) 令和5年第3回栄町議会定例会の付議事件について
 - 1. 町長提出議案等 17件
 - 人事案件 1件
 - 条例の制定 1件
 - 下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 1件
 - 補正予算 5件
 - 決算認定 6件
 - 報告 3件
 - (2) 諸般の報告について
 - 1. 令和4年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書
 - 2. 令和4年度栄町下水道事業会計決算の審査に係る意見書
 - 3. 令和4年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書
 - 4. 現金出納の検査結果報告 3件
 - 5. 一般質問答弁に関する申出書 1件
 - (3) 一般質問について 通告者 7名
 - (4) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
 - (5) 決算審査特別委員会の設置及び運営方法について
 - (6) その他、議会運営に関すること

出席委員（6名）

委員長 野田 泰博 君
委員 高萩 初枝 君
委員 早川 久美子 君

副委員長 大野 博 君
委員 大野 信正 君
委員 大塚 佳弘 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 藤村 勉 君

副議長 大野 徹夫 君

説明のため出席した者

総務政策課長 本橋 義正 君

出席議会事務局

事務局長 藤江 直樹 君

書記 春藤 幸夫 君

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和5年第3回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様並びに議長、副議長、また町執行部から本橋総務政策課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、藤村議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（藤村 勉君） どうもご苦勞様でございます。今議会はですね決算議会となっております。どうぞみなさんの忌憚のない意見、また、どんどん分からないところは聞いていただきたなと思います。また非常に今まだまだ暑いですので、体調のほう崩さないようにこの9月議会に臨んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、9月12日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が17件、その内訳といたしまして、栄町教育委員会委員の任命1件、新規条例の制定1件、下水道事業会計未処分利益剰余金の処分1件、補正予算5件、決算認定6件、それと、報告が3件となっております。

また、一般質問通告は7名となっております。

それでは始めに、町長提出議案等17件について、本橋総務政策課長より説明をお願いします。本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） それでは、令和5年度第3回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして、その概要をご説明いたします。

まず、町からの提出予定議案ですが、ただ今委員長からありましたように、人事案件が1件、条例の新規制定が1件、令和4年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について1件、補正予算が5件、決算の認定が6件、報告事項が3件で合計17件となっております。

それでは、議案第1号「栄町教育委員会委員の任命について」所管は、総務政策課です。

内容は、現委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命すべく、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号「栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」所管は、総務政策課になります。

内容は、公職選挙法の改正を踏まえ、栄町議会議員選挙及び栄町長選挙における立候補者の選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に係る費用について、その一部を

公費負担の対象とするものです。

続きまして、議案第3号、「令和4年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」所管課は下水道課です。

内容は、令和4年度栄町下水道事業会計未処分利益剰余金を利益積立金に積み立てるため、処分を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号から第8号までは、令和5年度における5会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものです。所管課は企画財政課及び下水道課となります。

本件につきましては、誠に申し訳ございませんが、現在、最終の調製中でございますので、概要についてのご説明とさせていただきます。

始めに、議案第4号、令和5年度栄町一般会計補正予算（第5号）の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億6,900万円増額する予定です。

続きまして、議案第5号、令和5年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約2,700万円増額する予定です。

続きまして、議案第6号、令和5年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約20万円増額する予定です。

続きまして、議案第7号、令和5年度栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,800万円増額する予定です。

続きまして、議案第8号、令和5年度栄町下水道事業会計補正予算（第1号）の概要ですが、既定の3条予算の収益的支出の総額に約108万円増額する予定です。また、既定の4条予算の資本的収入の総額に約300万円、資本的支出の総額に約150万円をそれぞれ増額する予定です。

続きまして、認定第1号から認定第6号につきましては、令和4年度各会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、所管課は企画財政課と下水道課となります。

それでは各会計別に概要についてご説明させていただきます。

始めに、認定第1号、令和4年度栄町一般会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額85億9,254万4,008円、歳出総額83億302万1,569円、差引き2億8,952万2,439円となっております。

続きまして、認定第2号、令和4年度栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額27億1,028万5,501円、歳出総額26億8,476万2,785円、差引き2,552万2,716円となっております。

続きまして、認定第3号、令和4年度栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額3億331万8,748円、歳出総額3億326万2,195円、

差引き5万6,553円となっております。

続いて、認定第4号、令和4年度栄町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額17億6,504万4,056円、歳出総額16億6,322万8,349円、差引き1億181万5,707円となっております。

続きまして、認定第5号、令和4年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要ですが、歳入総額1億2,991万114円、歳出総額1億2,991万114円、差し引き0円となっております。

続きまして、認定第6号、令和4年度栄町下水道事業会計決算の認定についての概要ですが、はじめに3条予算の収益的収支について、収益的収入総額6億5,287万746円、収益的支出総額6億3,300万7,668円、差し引き1,986万3,078円の黒字となっております。

次に4条予算の資本的収支について、資本的収入総額3億4,053万1,900円、資本的支出総額4億4,461万3,398円、差し引きマイナス1億408万1,898円の赤字となりましたが、内部留保資金により対応できるので資金不足は生じておりません。

続きまして、報告第1号、継続費精算報告書について、所管課は企画財政課となります。

内容は、栄町継続費に係る継続年度が令和4年度で終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものです。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率の報告について、所管課は企画財政課です。

内容は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

最後、報告第3号、資金不足比率の報告について、所管課は下水道課です。

内容は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により公共下水道事業に係る資金不足比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。以上、町からの提出予定議案等の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

また、議案第1号の人事案件にかかる経歴書はこの後配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終了しましたが、質疑をお伺いする前にここでお諮りいたします。

議案第1号については、人事案件につき、先例により初日の12日提案理由の説明の後、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようなので、議案第1号は、初日の12日、提案理由の説明の後、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

続きまして町長提出議案等について、質疑等あればお願いいたします。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） 質疑はないようですので、町長提出議案等については、説明のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号から認定第6号までの令和4年度各会計の決算認定につきましては、例年通り、決算審査特別委員会を設置し、審査することとしたいと思います。また、慣例により代表監査委員の出席を要求し、意見を求めることとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

ありがとうございます。ご異議がないようなので、認定第1号から認定第6号までの令和4年度各会計の決算認定につきましては、例年通り、決算審査特別委員会を設置し、代表監査委員から意見を求め、審査することに決定いたしました。

後ほど、決算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、事務局長より説明をお願いします。町長提出議案等につきましては、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは諸般の報告ということでございますが、まず代表監査委員より、令和4年度栄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査に係る意見書、令和4年度栄町下水道事業会計決算の審査に係る意見書、令和4年度財政健全化及び経営健全化の審査に係る意見書が送付されておりますので、その写しを決算認定の議案と一緒に配付したいと思います。

次に、これに関連しまして、本定例会において決算審査がありますが、先程決定したとおり、議長から出席要求を代表監査委員にさせていただきまして、例年通り初日に代表監査委員から意見を求めることにしたいと考えております。

次に、同じく代表監査委員から、現金出納の検査結果報告書といたしまして、6月期分から8月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に、「令和5年6月議会一般質問答弁に関する申出書」が教育次長から提出されました。これは、6月定例会における岡本雅道議員の「給食センター立地について」の一般質問での答弁について訂正の申出があったので、報告するものです。

内容については、岡本雅道議員の再質問の中の「都市計画変更手続きに時間がかかるということにつきまして、「地区計画と成田都市計画を取り違えて事実と異なる説明をされたのではないかと推測しております。」とのご質問について、「令和2年度に法の改正があって、その期間が短くなったことを言われると思いますが、当時はまだ法の改正がございませんので、都市計画の変更手続きには時間がかかったということは、当時、用地検討委員会にご説明したと

おりでございます」と答弁させていただきましたが、「令和元年度に法の改正があって、その期間が短くなったことを言われていると思います。当時の用地選定検討委員会では都市計画の用途変更の手続きに時間がかかるという、ご説明したとおりでございます。」に答弁を訂正させていただきたいと申し出があったものです。

議長からその旨のご報告をお願いいたします。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いします。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、7名から出ております。通告順に申し上げますと、野田議員、高萩議員、早川議員、塚田議員、大塚議員、大野（信）議員、松島議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました。一般質問については、説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。現時点では（案）ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、9月12日（火）10時に招集されまして、翌週22日（金）までの11日間となります。会議の内容としましては、初日12日は午前10時から、町長提出議案等の提案理由の説明となります。

なお、「栄町教育委員会委員の任命」につきましては、先ほど決定したとおり、説明の後、質疑・討論・採決までお願いしたいと思います。

また、議案第2号「栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」につきましては、新規条例のため、議長発議により総務常任委員会において審議させていただきます。

総務常任委員会の開催についてですが、初日9月12日（火）本会議終了後議場において開催をしたいと考えております。

次に、13日（水）は議案調査のための休会とし、14日（木）、15日（金）に、先ほど決定したとおり2日間にわたり決算審査特別委員会を開催させていただきます。その後、議案調査のための休会に入りまして、週明け一般質問を20日（水）に4名、21日（木）に3名行いまして、そして最終日22日（金）午前10時から、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただ今の会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。

まず、初日12日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的には、報告の後、人事案件を先に行い、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。なお、人事案件につきましては、採決までお願いいたします。

それから、日程第13の認定第1号から日程第18の認定第6号までについては、提案理由の説明の後、総括質疑を行い、議長発議によりまして、決算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、20日と21日の第2号、第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり、20日4名、21日3名という形で組みました。

そして、最終日、22日の第4号は、町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、9番、松島一夫議員、10番、野田泰博議員にお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がございましたが、会議録署名議員については説明のとおりといたします。次に会期、議事日程についてはただ今の説明のとおりとしたいと思います。これにご異議ございませんか。藤村議長。

○議長（藤村 勉君） これでいいんですけれども、このあとですね、事務局長から多分連絡があると思いますけれども、最終日の22日なんですけれども、質疑、討論、採決なんで午後からはだめなんじゃないかな。どうでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 皆さまがよければ、午後からでも可能は、可能です。

○委員長（野田泰博君） 何か、午後からでなくちゃいけない。藤村議長。

○議長（藤村 勉君） あとで、またあると思うんですけど、今回議会終わったあとですね議員全員での暑気払いをやるかなということを考えていますのでそれに合わせて午後からでもいいんじゃないかなと思うんですけどもどうでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 時間的にはどうなんですか。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） たぶん午後1時半から行えば夕方にはというか、そんなにかからないで終わると思います。皆様で、決めていただければ可能は可能です。

○委員長（野田泰博君） 今の私個人的に聞いたんですが多分言われるとおり、最終日に1時半から始めれば夕方には間に合うだろうというような説明があったんですが大丈夫ですか。大野委員。

○委員（大野信正君） 個人的なことで恐縮なんですけども、丁度お彼岸ですね、予定が入

って皆さんのご意見がまとまればそれに従うようにいたします。

○議長（藤村 勉君） いいです。皆さんで決めてもらえればそれでいいですから。

○委員長（野田泰博君） という事で、午後が午前中に議会が終わってちょっと間空いて、午後から心身共に取り換えて皆さんとお会いするというにすることにするのか、そのまま流れでいくかどうかどちらがいいか多数決で決めますか。

予定どおり午前中にやっていくか、午後にやっていくか先の考えがいいか、後の考えがいいかまず、先の考えで今までどおりの予定でいいという方は手を挙げてください。

〔賛成者挙手〕

○委員長（野田泰博君） じゃ、ありがとうございます。発案者藤村議長、始めどおりにやってくれということだそうです。よろしいですね。以上その説明は終わりました。

あと、何か質問ございますか。高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 一般質問、もう過ぎちゃったんですが、一般質問のことなんですが質問用紙の書き方について、ちょっとこう見ましたら松島議員の一般質問の質問用紙が2行なんですけどもこれで執行部は答弁書書けるものなんでしょうか。

○委員長（野田泰博君） 藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 一応、皆様に前回記入例とか示させていただきましてやっいるんですが、人それぞれ多少バラつきが多くてですね、今回執行部のほうに提出いたしましたら一応受けていただきましたので、今回はこれで大丈夫だと思います。

○委員長（野田泰博君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） これだというと、もうこういう書き方が許されるということなんですね。

○委員長（野田泰博君） 藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） また次回ですね、前回と同じになってしまうんですけども、同じような形でご説明なり注意というか説明をしていきたいとは思っております。

○委員長（野田泰博君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） ちょっとこう見ましてね、私達は、やっぱり通告するわけなんですけど、個別具体的にこれについてお伺いしたいと書く場なんですよね。それに伴って執行部もそれを答弁書きちゃんと話し合って作っていただくそういう流れなんですけど、ちょっとこの書き方では冷静な検証を試みたいと考えると、これでは内容がちょっと足りないと感じましたのでもうちょっとこれ具体的に書いていただけるように指導したほうがいいんじゃないかと思いました。

○委員長（野田泰博君） 議会運営委員会委員長として、やはり質問内容は質問として出すものですから、個人の考えは個人の考えとして時系列的にまとめたいという気持ちは分かるんですけど、そこに質問が伴わなければ、まとめても質問にはならない。それが質問が突然用意して

いない質問に及んで用意していない回答を求められたら回答するほうは非常に困ると思うんですよ。それは具体的に何年も議員やっていて言っているは質問を具体的に書いてくれということなんです。だからこれが本当に質問になるのかどうか。これは正直言って質問にはならないと思うんです。ただ、行政はこれで受けたんです。

○事務局長（藤江直樹君） 今回はですね。

○委員長（野田泰博君） 今回は受けたということは、これからはそういう書き方は受けられないということですかね。

○事務局長（藤江直樹君） そういう意味ではなくて、今後はまた同じ形でご説明して出来れば皆さん同じくらいのレベルでですね質問していただけるような形をとっていかうとは思っています。

○委員長（野田泰博君） すみません。同じレベルというのはどのような。

○事務局長（藤江直樹君） 今、差がすごくありまして、先ほど言われたとおり2行の方もいらっしゃるし、3ページぐらい使っている方もいらっしゃいますので記入例とかもうちょっと細かく分かりやすく作りまして、議員の皆様にもまたお配りしてお願いしていきたいと思っています。

○委員長（野田泰博君） 一般質問とはなんぞやというような具体例が議員必携には書かれていますけども、あれは非常に具体的に回答を求めなさいということが書いてありますがそれは今回はこれでいいですよ。ただ次回からはきちんと具体例を示してくださいという形にするかどうか。そうしないと今度質問するほうも答えるほうもかみ合わなくなって、それが本当の質疑にならないと思うんです。受けたからやらせるということなのか、議会としてはその質問をきちんと具体例を出してくださいというのはひとつきちんと出さなきゃいけないと思うんです。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 一度、議員必携に記載されているし、申し合わせ事項のほうでもそういうような形で説明はされております。今後というのが正しいかどうかわかりませんが、先ほども言いましたが記載例等を、今もあるんですがもうちょっと分かりやすく作り直しまして、自分の中でも気をつけてなるべく統一出来るようにはしていこうと思います。

○委員長（野田泰博君） はい分かりました。議会運営委員会としては行政のほうがこれでも答弁出来ますよということであるということであつたらやってもらっても結構ですけども、議会運営委員会としてはきちんと具体例を今後示してくださいという一筆を入れて、質問の前にきちんとそれを話して皆さんに周知させたほうが一度いいと思うんですけど、今これは私が考えたことだけですけども、そういう形で質問してもらったらいかがですか。

○事務局長（藤江直樹君） そうしましたら今日そういうご意見が出まして、今後はもうちょっと具体性というんですかね。質問が分かりやすく書いて頂くような方向でもしかしたら議会運営委員会のほうで通らない可能性もあるよということで、議長のほうから説明していただい

て今後はその辺は確認しながらやっていきたいと思います。

○委員長（野田泰博君） これは、議長が采配するんですね。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 議長まで受けて、議会運営委員会にかけてという流れになります。

○委員長（野田泰博君） 今回の一般質問においては、議長が采配して議長がある程度きちんとやりやすいようにしておかないと困るので、議会運営委員会ではこういう話が出ましたということを議長に言っていただいて、これからはもう少し具体的な質問にしてくださいという形だけを言っておいたら、議長いかがでしょう。藤村議長。

○議長（藤村 勉君） 分かりました。受けたほうの教育委員会もこれ今までも何回もやっていますので、その流れで教育委員会のほうで分かっているから多分受けたんじゃないかなと思いますけれども、その辺ははっきり分かりませんが、ただ皆さんと合わせて出来るだけ細かく要するに質問を書くようにということを松島議員に伝えますので、それをお願いしたいと思います。

○委員長（野田泰博君） 議長のほうから議場で伝えるわけですか。藤村議長。

○議長（藤村 勉君） 議場でなくていいと思います。個別で指導します。

○委員長（野田泰博君） 議長にはお手数おかけしますがよろしくお願いします。

本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） 執行部のほうからお願いというか申し上げたいのは、この一般質問を執行部が受けたというよりも先ほど事務局長が執行部が受けたとっておりますけれども受けたのは議会事務局のほうで議長が受領したということであって、その内容は私どものほうでそれをどうこうするという事は出来ないものですから、受けたというような表現になっているかと思いますが、それに対して我々はやっぱり通告の内容でしか回答は出来ませんので、その辺で議論が本会議場がかみ合わないとなるとこれまた有意な議会となりませんので内容についてはお互いの議論が活発になるような事前の通告があれば非常にありがたいというふうには感じております。すみません申し訳ございません。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） つまりこれは今回は受けるけれども、もう少しきちんとした形で出して欲しいということを言ってるわけですか。本橋総務政策課長。

○総務政策課長（本橋義正君） その点については先ほど事務局長が申し上げた通り、事務局長のほうからそういった例示をして議員の皆様をお願いをしているというところですので執行部としましてもそれに沿った形で提出をいただきたいというところでございます。

○委員長（野田泰博君） 今回はどうするという事。藤村議長。

○議長（藤村 勉君） 今回は、もうこれで受けていますのでこれでいきたいと思います。

ただ今後ですね、この後もう少し詳しく質問内容を書いてくれるよう私のほうから松島議員のほうに伝えますので、それをお願いしたいと思います。

○議長（藤村 勉君） 議長に一任ということによろしいですか。そういうことで、議長よろ

しく願います。

続きまして、決算審査特別委員会の設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） それでは、お手元の決算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧くださいと思います。全体的には例年通りの内容となっております。本会議初日12日に議長の発議によって設置していただくことになります。

内容等でございますが、議長と監査委員を除く11名で構成いたします。審査日程は、14日（木）が総務常任委員会所管事項、教育民生常任委員会所管事項、15日（金）が経済建設常任委員会所管事項といたします。

また、全体質疑を15日経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思います。

次に、審査方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制とし、一括答弁のあと再質問より1問1答、回数制限なし、また通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

決算質疑の通告につきましては、提出期限が9月5日（火）の午後5時までという形にさせていただければと思います。また様式が必要な方は、事務局に言っていただければお渡しいたします。

最後になりますが、決算審査特別委員会の会場につきましても、委員会室のエアコンが故障しているため、議場で行いたいと思います。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありましたが、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、決算審査特別委員会の設置及び運営方法は、お手元の（案）のとおりと決定いたしました。

また、質疑通告書は9月5日火曜日の午後5時までに提出をお願いします。

続きまして、その他ですが、始めに事務局から何かございますか。藤江議会事務局長。

○事務局長（藤江直樹君） 特にございません。

○委員長（野田泰博君） 委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後2時11分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和5年10月10日

議会運営委員会委員長 野田 泰博